

内閣参質一六八第八八号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員川田龍平君提出陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出陸上自衛隊東部方面情報保全隊及び同部隊が作成した文書に関する質問に  
対する答弁書

一から九までについて

陸上自衛隊東部方面情報保全隊（以下「情報保全隊」という。）は、情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする部隊であるが、お尋ねにお答えすることにより、情報保全隊の情報収集の能力及び方法等情報保全隊が行う活動の具体的内容が明らかになり、今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

十について

お尋ねの「業務」の意味が必ずしも明らかではないが、法令の範囲内で、情報保全隊が捜査機関が行う捜査に協力することはあり得るものと考えている。

